

伝統構法木造建築物への耐震診断、耐震改修工事への補助

昭和 25 年以前（建築基準法施行前）に建築された木造建築物は、土壁や板壁などが多く使われ、筋かいはなく、基礎もコンクリートで固められたものでないため、現在の建築基準法に基づく耐震診断をおこなった場合、耐震性が非常に低いという結果が出てしまいます。しかし、このような木造建築物は、木材や土壁などの粘り強さにより地震に耐えるという特性があることから、高山市ではその特性に応じた耐震診断や耐震改修工事に関する「高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル」を作成し、このマニュアルに基づいた耐震診断、耐震改修工事の補助を下記のとおり実施しています。

- ・ 伝統構法木造建築物耐震診断補助金

補助限度額：30 万円

補助率：10/10

対象区域：高山市全域

- ・ 伝統構法木造建築物

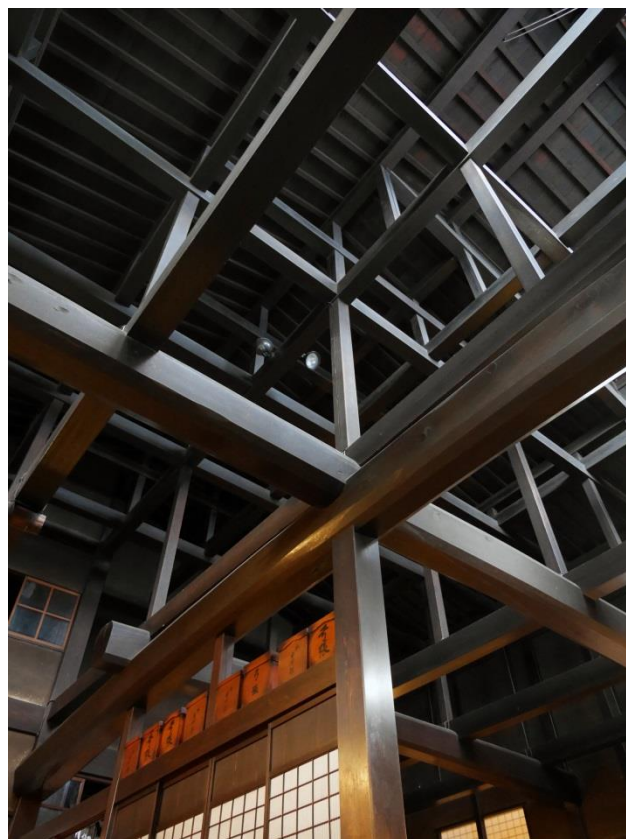
耐震改修工事補助金

補助限度額：180 万円

補助率：10/10

対象区域：高山市全域

※高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアルの講習を受けた建築士の診断、補強設計、工事監理が必要です。



日下部民藝館

高山市では、伝統構法の木造建築物以外の木造住宅にも耐震診断、耐震改修工事の助成制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【申し込み・お問い合わせ先】

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 都市政策部 建築住宅課 開発指導係

電話 0577-35-3159 FAX 0577-35-3168